

## &lt;重要事項説明書（別紙1）&gt;

鯖江市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業通所型サービスC（短期集中型）のご案内

## 1 当事業の概要

## (1) 事業所の名称等

- ・事業所名 短期集中リハビリ木村
- ・開設年月日 平成30年9月1日
- ・所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号
- ・電話番号 0778-51-0478
- ・管理者名 宮永 健
- ・指定番号 18A0700011

## (2) 目的と運営方針

介護や生活支援を必要とする者、(事業対象者、及び要支援1, 2の方)が生活の継続に必要な支援、並びに、生きがいを持って参加できる活動支援など、鯖江市介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に従って、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

要支援状態等の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活に支障のある生活行為を改善するため、利用者の個別性に応じて、3ヶ月程度の短期間で、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上などの包括的プログラムを計画的に実施します。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

生活上の身体機能及び活動性の向上を目指し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

## (3) 職員体制（当事業に従事する職員）令和6年4月1日現在

	常 勤	業務内容
管 理 者	1名	管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、サービスの実施に関し事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
運動器指導者	1名	日常生活に支障のある生活行為（運動器）を改善するための訓練指導、助言等を行う。
口腔指導者	1名	日常生活に支障のある生活行為（口腔）を改善するための訓練指導、助言等を行う。
栄養指導者	1名	日常生活に支障のある生活行為（栄養）を改善するための訓練指導、助言等を行う。
アセスメント、プログラム作成及び評価者	1名	アセスメント、プログラム作成及び評価者は、鯖江市条例（鯖江市介護予防ケアマネジメントマニュアル）に定められた期日を厳守し、報告書作成等の職務に従事する。なお、職務遂行に支障がない場合は、前項の指導者職務に従事することができる。
その他職員	適当数	その他職員は、事業所の職務に従事する。

## (4) 設備の概要

当事業所では、以下の設備をご用意しています。

設備の種類	室数	備考
機能訓練室	1	通所型短期集中予防サービス事業所として必要な要件を満たしています。
運動器指導	有り	必要な設備
口腔指導	有り	必要な設備
栄養指導	有り	必要な設備
消防設備	有り	自動火災報知器、誘導灯、消火器、スプリンクラー
その他	有り	トイレ、洗面場等

※上記内容は、厚生労働省が定める基準により義務付けられている施設・設備です。

## (5) 営業日及び営業時間

- ① 毎週火～金曜日を営業日とする。  
但し、国民の祝日、国民の休日、及び、年末年始（12/29～1/3 まで）を除く。
- ② 営業日の8時30分から17時30分までを営業時間とする。
- ③ 営業日の10時から17時までをサービス提供時間とする。

## (6) 利用定員

事業所の利用定員は、1単位2名（1単位2時間以内） 1日2単位 1日4名 とする。

## (7) 通常の事業の実施地域

鯖江市

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

## 2 当事業所が提供するサービス

## &lt;サービスの概要&gt;

(1) 次に掲げる項目において、利用者が必要と認められるプログラムを複合的に実施します。

- ① 運動器の機能向上
- ② 栄養改善
- ③ 口腔機能の向上
- ④ 閉じこもりの予防及び支援
- ⑤ うつの予防及び支援
- ⑥ ADL及びIADLの改善
- ⑦ 送迎
- ⑧ その他、管理者が通所型サービスC提供に必要と認めたもの

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

- ① 栄養改善、口腔機能向上のプログラムの中で食材等が必要とされた場合、実費ご負担頂きます。
- ② おむつ等について  
ご利用者にてサービス提供の際、準備いただき、緊急又はそれ以上に必要となった場合、実費ご負担頂きます。

## (3) 利用の回数について

週1回程度 全12回 概ね3ヶ月程度

ただし、サービス利用開始から3ヶ月を経過した段階で、サービス担当者会議（評価会議）を開催し、担当者と協議したうえで、本サービスを継続することで個別サービス計画の目標が達成されると判断された場合には、個々の状態に合わせて最大24回までのサービス継続可とします。

## (4) 利用中止、変更、追加

計画に定められた内容を基本としサービスを提供します。利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 3 サービス計画について

事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者、担当ケアマネジャーと協議の上でサービス計画を定め、またその実施状況を評価します。

## 4 苦情等申立先

## (1) 当事業所におけるご利用相談室

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 窓口担当者 相馬 亜妃
- ご利用時間 営業時間内
- ご利用方法 ①電話 0778-51-0478  
②面接 先ず、お電話にてご連絡下さい。

## (2) 鯖江市

鯖江市長寿福祉課	電話番号 0778-53-2218
鯖江市地域包括支援センター	電話番号 0778-53-2265

## (3) その他

福井県国民健康保険団体連合会	電話番号 0776-57-1614
福井県社会福祉協議会内運営適正化委員会	電話番号 0776-24-2347

## 5 緊急時の対応

当事業所のサービス利用中に緊急対応の必要性が生じた場合は、予めご提示頂いている連絡手順の取り決めのもと、速やかにご家族、主治医や協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じます。

## 6 非常火災等の対応

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います			
平常時の訓練等	別途定める消防計画にのっとり避難訓練実施します			
防火設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知器	あり	非常用誘導灯	あり
	スプリンクラー (補助散水栓)	あり	火災通報装置 (自火報と連動)	あり

	消火器	あり		
消防計画等	防火管理者：曲木亮介			

○当事業所では、福井県国民保護計画及び福井県地域防災計画、並びに関係市町地域防災計画等に基づき、災害時における情報の確認等、適切な対応に努めます。

○非常災害発生時訓練を定期的を実施します。

○感染症や非常災害発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための事業継続計画を策定しております。

## 9 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者は通所型サービスCの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 飲酒・喫煙は、原則、禁止とする。
- (3) 火気の取扱いは、原則、禁止とする。
- (4) 当事業所備え付けの設備及び備品は、本来の用法に従ってご利用願います。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただく場合があります。
- (5) 所持品・備品等の持ち込みは、関係法令順法処理とし、事前に申し出て下さい。
- (6) 金銭・貴重品の管理は、原則、利用者自身にて行って下さい。
- (7) 宗教活動や政治活動は、ご遠慮願います。
- (8) ペットの持ち込み、及び飼育はお断りします。
- (9) 利用者の営利行為は、禁止です。
- (10) 他利用者への迷惑行為は、禁止です。
- (11) その他、当事業利用に当たって支障があると思われる内容については、ご遠慮願います。

## 10 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整えます。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町、地域包括支援センター、当該利用者家族、当該利用者に係るケアマネジャー等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

### 1.1 身体拘束等

原則、利用者に対し身体拘束を行いません。（利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。）

### 1.2 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他、虐待防止のための必要な措置。

当事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町に通報する。

### 1.3 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的に変更するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1.4 禁止行為

事業の提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- (2) 事業所内での飲酒、喫煙等
- (3) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)。
- (4) 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

#### 1.5 感染症の予防について

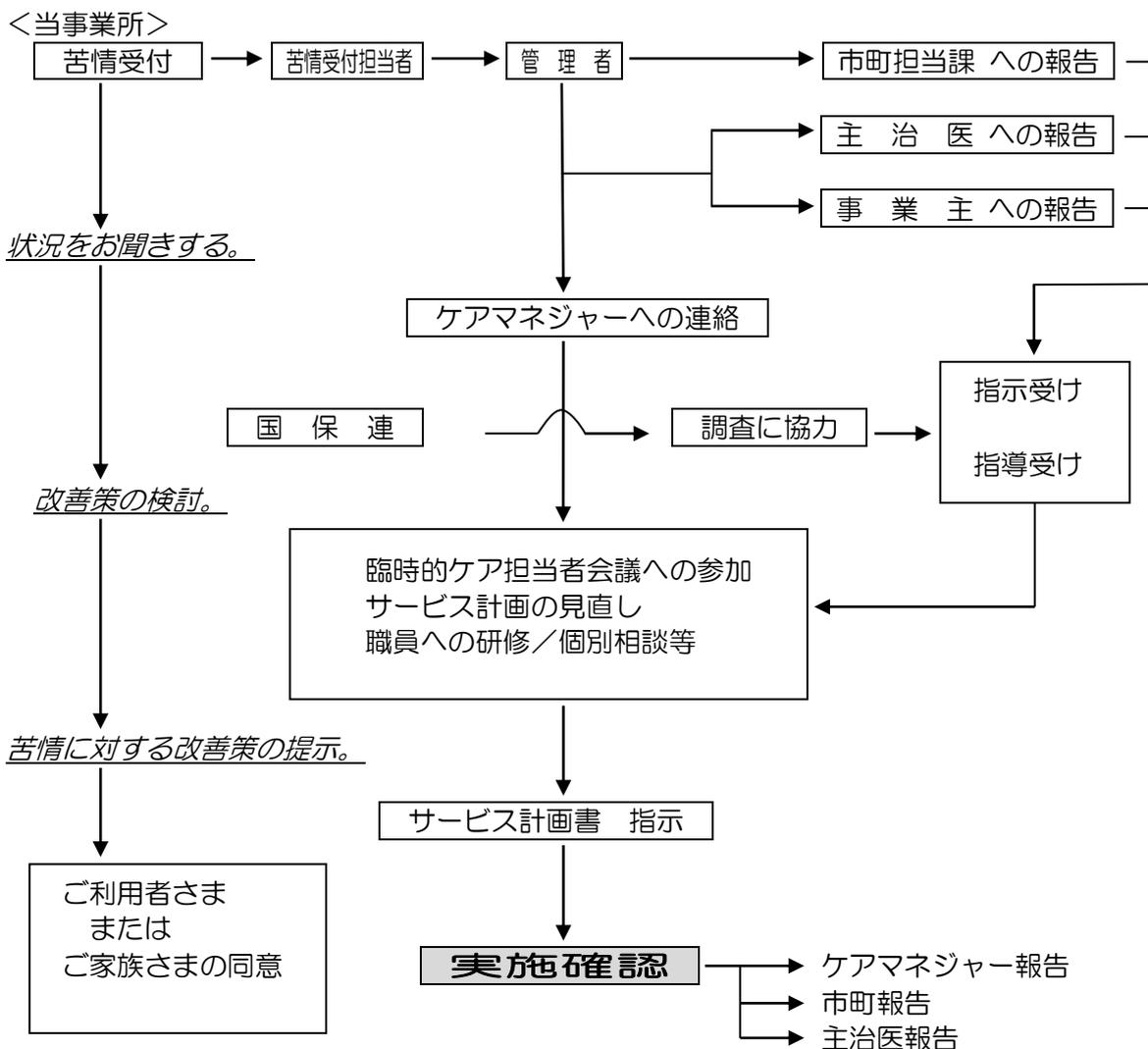
当事業所では、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が実施する施策に必要な措置を講ずるよう努めます。

#### 1.6 その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

# 苦 情 の 対 応

窓口担当者	相馬 亜妃
ご利用時間	当事業所営業時間内
ご利用方法	①電話 0778-51-0478 苦情受付担当者：070-5269-6328
	②面接 先ず、お電話にてご希望日をお申し付け願います。



上記内容は、当事業所におけるご利用者様及びご家族様からの苦情に円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順です。より適切に対応させて頂くため、お手数ですが営業時間内にご連絡をお願いします。

県内全域における介護保険のサービスの内容やサービス事業者に対する不満・苦情等については、福井県国民健康保険団体連合会で受け付けています。

福井県国民健康保険団体 連合会	福井市西開発4丁目202-1	0776-57-1614
--------------------	----------------	--------------

お住まいの市町窓口にて、『介護保険サービス・福祉サービス苦情処理制度』をご利用頂けます。受付時間・申請方法等は、各窓口にて異なりますのでご注意ください。

## &lt;重要事項説明書（別紙2）&gt;

鯖江市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業通所型サービスC（短期集中型）のご案内  
（平成30年9月1日現在）

## 1 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

## 2 鯖江市介護予防・日常生活支援総合事業の概要（鯖江市広報より）

介護や生活支援を必要とする高齢者や、単身生活者や高齢者のみの世帯が増える中、生活の継続に必要な買い物や掃除の支援、高齢者が生きがいをもって参加できる活動が、これまで以上に必要になると見込まれます。

このため、従来のホームヘルプサービスやデイサービスだけではなく、住民が実施する取り組みも含めた、多様な担い手による高齢者の支援体制を地域の中に作っていくことが必要になっています。

こうした住民の皆さんによる、幅広い支えあいの地域づくりを推進するため、鯖江市では平成29年4月1日から、「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しました。

（[https://www.city.sabae.fukui.jp/kenko\\_fukushi/koreishafukushi/sogojigyo/Chojju012017062217173.html](https://www.city.sabae.fukui.jp/kenko_fukushi/koreishafukushi/sogojigyo/Chojju012017062217173.html)）

## 3 利用料金

## (1) 法定給付（法定代理受領の場合）

<サービスの利用料金>

法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	鯖江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額とし、利用者から本人負担分の支払いを受ける。
法定代理受領でない場合	報酬の告示上の額

鯖江市 介護予防・日常生活支援総合事業

サービス内容略称	算定項目	本人負担分 (※1割負担の場合)
通所型短期個別サービス	通所型短期予防サービス (運動機能向上プログラム 送迎込1回利用分)	360円/回 (月5回上限・ 全12回)
通所型短期個別サービス (口腔機能向上プログラム加算)	口腔機能向上プログラム加算	150円/回 (4回まで)
通所型短期個別サービス (栄養改善プログラム加算)	栄養改善プログラム加算	150円/回 (4回まで)

※但し、介護保険負担割合に応じ、1割負担以外の場合は、負担割合証に記載された割合を乗じた金額となります（事業対象者の場合は、鯖江市の定めた負担金となります）。

- ※1 2回の延長の場合、口腔機能向上・栄養改善プログラム加算は、それぞれ全4回まで延長が可能です。
- ※加算に関しては、該当するサービスを提供した（利用された）場合にのみ請求します。
- ※上記内容以外の加算減算が発生した場合は、該当ご利用者さまに提供（請求）前に説明し、適切なサービスコードにて対応致します。
- ※提供に際し、算定要件を満たさない項目は、請求致しません。

## （2）法定外給付

### 〈サービス概要の利用料金〉

- ・栄養改善、口腔機能向上プログラムの中で、必要とされた食材、食品の実費分
- ・おむつ等代は実費を請求します。
- ※ご利用者にて、サービス提供に必要な数準備頂き、緊急又は準備以上に必要となり提供した場合。

## （3）利用者の選定により提供するもの（日常生活に要する費用で本人にご負担いただくもの）

- ・機能向上のため、複合的に行われるプログラム施行上必要とされる個別的な材料（例：サポーター等）

## （4）その他

ご不明な点は随時お申し付け下さい。

## 4. 支払い方法

- ・請求書は月単位となります。
- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行します。  
請求書作成日より起算して14日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。（※ご利用日が月を跨ぐ場合など、ご利用日に合わせて、支払い期日を調整させていただきます。）
- ・お支払い方法は、現金又は振込みがご利用いただけます。
- ・ご不明な点は随時お申し付け下さい。

<重要事項説明書（別紙3）>

## 個人情報の利用目的 (平成30年9月1日現在)

短期集中リハビリ木村 では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する当事業理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[当事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －利用日時等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当事業所において行われる学生の実習への協力
  - －当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

なお、診療録・介護記録等の情報に加え、利用者肖像（リハビリテーション風景）写真や動画などの撮影を行った場合も適切に管理を行います。

# 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業利用契約書

## 《 社会医療法人 寿人会 》

◇◇◇ 当事業所では、重要事項説明書確認後に契約をお願いしております。◇◇◇

利用者と事業者『短期集中リハビリ木村』は、下記の通り、通所型サービスC利用契約書を締結します。

### 第一章 総則

#### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険関係法令の定めるところにより、利用者が地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、第4条に定めるサービスを提供し、一方、利用者及び利用者家族等は、そのサービスに対する料金を支払うことについての取り決めることを本契約の目的とします。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービス内容、当事業所の概要、利用料金などは、重要事項説明書（別紙1、別紙2及び別紙3）に定めるとおりとします。

#### 第2条（契約期間）

- 1 本契約期間は、利用同意書を当事業所に提出した後、初回利用開始日以降から効力を有します。但し、家族等に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前条2項に定める事項の改定が行われな限り、初回利用時の利用同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

#### 第3条（個別サービス計画の作成及び変更）

- 1 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、要支援状態等の利用者可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活に支障のある生活行為を改善するため、利用者の個別性に応じて、3ヶ月程度の短期間で、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上などの包括的プログラムを、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプランの内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。
- 2 個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得て交付します。

#### 第4条（提供するサービスの内容及びその変更）

- 1 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、『別紙1・2』のとおりです。
- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センター等に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第5条（利用料金）

- 1 利用者又及び家族等は、連帯して、事業者に対し、本契約書に基づくサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当事業所は、利用者及び家族等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び家族等は、連帯して、当事業所（事業者）に対し当該合計額を請求書作成日より起算して14日以内に支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（※ご利用日に合わせて、支払い期日を調整させていただきます。）
- 3 当事業所は、利用者又は家族等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は家族等の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

### 第6条（利用料の変更）

事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更不同意である場合には、本契約を解約することができます。

### 第7条（利用料の滞納）

- 1 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター及び鯖江市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

## 第三章 事業主の義務

### 第8条（事業者及びサービス従業者の義務）

- 1 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全に配慮し、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守します。
- 2 事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないものとします。
- 3 事業者は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めます。
- 4 事業者は、現にサービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 5 事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、常にその改善を図るものとします。
- 6 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとします。

- 7 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を完結の日から5年間保管します(鯖江市条例、並びに関係法令に定められた期間を満たすよう、適切に保管します)。利用者又は代理人の請求に対し、関係法令及び法人規則に基づいてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

#### 第9条 (守秘義務)

- 1 事業者及び従業者には、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 第四章 損害賠償 (事業者の義務違反)

#### 第10条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第11条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

#### 第12条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第五章 契約の終了

### 第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに伴い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - (1) 利用者が死亡した場合
  - (2) 利用者が要介護認定により、当事業対象外と判定された場合
  - (3) 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
  - (4) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
  - (5) 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
  - (6) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - (7) 事業者が当事業指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - (8) 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター及び必要に応じて鯖江市に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

### 第14条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

### 第15条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者又は従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を即時に解除することができます。

- (1) 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは従業者が、故意又は過失により利用者又はその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

### 第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、本契約が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時に、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 利用者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (4) 事業所が実施するサービスの適正な運営を確保するために定めた運営規程に抵触する場合。（例：虐待防止、ハラスメント防止など）

## 第17条（清算）

第13条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌日までに清算するものとします。

## 第六章 その他

### 第18条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第19条（虐待の防止）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修
- (2) 利用者及びその家族からの苦情対応体制の整備
- (3) その他虐待の防止のために必要な措置

事業者はサービス提供中に、養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者の状態を発見した場合は速やかにこれを市町に通報するものとする。

### 第20条（非常災害対策・事業継続計画の策定等）

サービスの提供時（相談対応中など）は、福井県国民保護計画及び福井県地域防災計画、並びに関係市町地域防災計画等に基づき、災害時における情報の確認等、適切な対応に努めます。

- 2 事業所相談室等においては、防火管理者の指示に従うこととします。
- 3 感染症や非常災害の発生時においては、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

### 第21条（合意管轄）

本契約の起因する紛争に関して訴訟の必要性が生じたときは、福井地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

### 第22条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところにより、利用者、事業者及び利用者の身元引受人が協議の上、誠意をもって協議するものとします。

短期集中リハビリ木村  
代表者 木村才矢ロ行

## 短期集中リハビリ木村 利用同意書

短期集中リハビリ木村 を利用するにあたり、利用契約書及び重要事項説明書（別紙1、別紙2及び別紙3）を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

氏 名	
住 所	〒
電話番号	

<利用者欄の署名代筆者> ※署名代筆された場合のみ記載願います。

氏 名	(続柄 : )
住 所	〒
電話番号	
署名代行を行った理由	

<家族等>  署名代筆者と同じ

氏 名	(続柄 : )
住 所	〒
電話番号	
確認事項※	私は、利用者の提供されたサービスに対する料金を、利用者と連帯して支払う義務があることを了承し、その支払いに同意します。

【本契約書第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

- 上記利用者に送付を希望します。  
 上記家族等に送付を希望します。

なお、上記家族等の内容に変更が生じる場合は、事前に本紙更新（書換）をお願いします。

\*\*\*\*\*

本紙は、関係法令保管期間に応じて、事業所にて『原本保管』させていただきます。

控えが必要な場合は、複写（コピー）をお渡し致しますので、職員にお申し付け下さい。

\*\*\*\*\*

短期集中リハビリ木村  
代表者 木村 矢口 行

管理者 宮 永 健